

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
1	総論	システム構成上のリスク分析と、業務フロー分析を実施する必要がある	委員会	別途資料として、説明資料を作成 ○大田区における情報連携方針 ○情報連携における業務フロー	業務フロー、リスク分析等について、別途説明資料を作成し説明しました
2	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	区民情報系基盤システムと中間サーバーとのリスクは個別に評価する必要がある	委員会	中間サーバーについて、「Ⅲリスク対策(プロセス)」を別途作成 あわせて、区民情報系基盤システムの「Ⅲ リスク対策(プロセス)」から中間サーバー部分の対策を削除	中間サーバーについてリスク対策の評価を実施しました。
3	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1 提供情報ファイル 2情報参照ファイル 3情報提供ファイル 4 統合宛名番号ファイル 5統合宛名情報ファイル 6 符号管理ファイル 7 庁内連携ファイル 4 特定個人情報ファイル取扱の委託 情報保護管理体制の確立 ①外部委託先において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認するルールを設けている。 ②システム運用・保守の外部委託先に、情報セキュリティ対策に関する管理状況を定期的に報告させるルールを設けている。 等の内容を、保守委託契約書に明記している。	記載内容が不十分。契約や報告、記録だけでなく、一歩踏み込み実地監督が必要	委員会	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1 提供情報ファイル 2情報参照ファイル 3情報提供ファイル 4 統合宛名番号ファイル 5統合宛名情報ファイル 6 符号管理ファイル 7 庁内連携ファイル 4 特定個人情報ファイル取扱の委託 情報保護管理体制の確立 ①外部委託先において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認するルールを設けている。 ②システム運用・保守の外部委託先に、情報セキュリティ対策に関する管理状況を定期的に報告させるルールを設けている。 等の内容を、保守委託契約書に明記している。 <u>③委託先事業者全般について、定期会議等で履行状況を確認している。</u> <u>④システム保守事業者が作業で使用する機器など事前に申請を受け、その通りのものを持ち込んでいるか確認している。サーバー室等への入室管理を行っている。作業で使用した資料の返却など確認している。</u>	区側で行っている管理内容について追加しました。
4	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1 提供情報ファイル 2情報参照ファイル 3情報提供ファイル 4 統合宛名番号ファイル 5統合宛名情報ファイル 6 符号管理ファイル 7 庁内連携ファイル 4 特定個人情報ファイル取扱の委託 特定個人情報ファイルの取り扱いの記録 ①各システム及び各ネットワークの運用・システム設定変更・保守等のために実施した作業は、システム設定変更等の記録簿による管理やシステムログ等により、作業内容、作業者名等を記録するルールを定めている。 ②特定個人情報の区民情報系基盤システムへの連携は、区民情報系システム(住民記録システム・税務システム等)を含む「区民情報系システムサーバー群」内で処理され、他のネットワークやサーバーから容易にアクセスできない管理区域としている。また、データ連携機能要件を定め目的を超えたアクセスは防止されている。 ③サーバー側のシステム管理者を含めアクセスログを出力する機能を設けている。	記載内容が不十分。契約や報告、記録だけでなく、一歩踏み込み実地監督が必要	委員会	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1 提供情報ファイル 2情報参照ファイル 3情報提供ファイル 4 統合宛名番号ファイル 5統合宛名情報ファイル 6 符号管理ファイル 7 庁内連携ファイル 4 特定個人情報ファイル取扱の委託 特定個人情報ファイルの取り扱いの記録 ①各システム及び各ネットワークの運用・システム設定変更・保守等のために実施した作業は、システム設定変更等の記録簿による管理やシステムログ等により、作業内容、作業者名等を記録するルールを定めている。 <u>②作業等で必要となるハードディスク等の媒体は区が用意したものをを使い、外部へ持ち出せないように管理している。</u> ③特定個人情報の区民情報系基盤システムへの連携は、区民情報系システム(住民記録システム・税務システム等)を含む「区民情報系システムサーバー群」内で処理され、他のネットワークやサーバーから容易にアクセスできない管理区域としている。また、データ連携機能要件を定め目的を超えたアクセスは防止されている。 ④サーバー側のシステム管理者を含めアクセスログを出力する機能を設けている。	区側で行っている管理内容について追加しました。
5	Ⅳ その他のリスク対策 1 監査 ①自己点検 ①情報資産における情報セキュリティ対策状況の毎年度の自己点検実施について、以下の内容を定めている。 ・実施計画の立案 ・点検項目による自己点検の実施 ・自己点検結果と改善策の報告 ・自己点検結果に基づく改善	妥当といえるが、手順は評価書に記載あり。ただし、そのような手順書が組織に存在するのか、教育として徹底されているのか、未確認	委員会	Ⅳ その他のリスク対策 1 監査 ①自己点検 ①情報資産における情報セキュリティ対策状況の毎年度の自己点検実施について、以下の内容を定めている。 ・実施計画の立案 ・点検項目による自己点検の実施 ・自己点検結果と改善策の報告 ・自己点検結果に基づく改善 <u>②平成26年度の自己点検実施時期は以下のとおり 平成26年12月～平成27年1月</u> <u>③計画財政部情報システム課 情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり 平成27年1月9日</u>	今年度実施した内容を追加しました。

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
6	IV その他のリスク対策 1 監査 ②監査 ①情報資産における情報セキュリティ対策状況の毎年度及び必要に応じた監査を以下の内容を定めている。 ・監査実施計画の立案 ・委託先に係る監査 ・監査結果の保管 ・監査結果への対応	妥当といえるが、実施手順書が存在するのか？監査結果の扱い、保証監査か助言監査か？自己監査か第三者監査か？位置づけが不明	委員会	IV その他のリスク対策 1 監査 ②監査 ①情報資産における情報セキュリティ対策状況の毎年度及び必要に応じた監査を以下の内容を定めている。 ・監査実施計画の立案 ・委託先に係る監査 ・監査結果の保管 ・監査結果への対応 <u>毎年度、監査計画を大田区情報セキュリティ委員会に提出し、審議承認を得て実行。</u> <u>第三者(業務委託者)による助言型監査を行い、監査結果は、指摘内容への回答を含めて、総務部長、大田区情報セキュリティ委員会に報告を行っている。</u> <u>今年度は、平成26年5月～10月にかけて実施した。</u>	文言を追加しました。今年度の実施時期を追加しました。
7	IV その他のリスク対策 1 従業者に対する教育・啓発 ①職員に対する情報セキュリティに関する研修・訓練の実施について、以下の内容を定めている。 ・研修計画の立案 ・実施手順等に係る研修の実施 ②情報システム課職員が受講しなければならない研修を以下のように定めている。 ・情報セキュリティポリシー及び情報システム課実施手順の内容理解のための研修 ・民間事業者等が主催する、情報セキュリティに関する最新動向入手や情報セキュリティ対策実施のための専門的な研修	教育には、一般職員、幹部、事務、システム担当者など、対象によってカリキュラムが異なる。また、実施したエビデンス(試験の実施による理解度)などが説明がないため、妥当とは言えない	委員会	IV その他のリスク対策 1 従業者に対する教育・啓発 【①全庁での対応】 <u>研修については、毎年度、研修計画を人材育成担当、情報システム課と協議の上立案し、情報セキュリティ委員会での審議承認を得て実行している。</u> <u>平成26年度では、新規採用者、転入管理職、管理職候補者を含む新任係長、主任主事10年目に研修を実施し、さらに全課の担当職員に対して研修を実施している。研修後は、受講者アンケートを実施してフィードバックを行っている。(平成25年度には、全管理職向けの情報セキュリティ研修を実施。)</u> <u>研修結果は、情報セキュリティ委員会に報告を行っている。</u> 【②情報システム課業務に關しての対応】 情報システム課職員が受講しなければならない研修を以下のように定めている。 ・情報セキュリティポリシー及び情報システム課実施手順の内容理解のための研修 ・民間事業者等が主催する、情報セキュリティに関する最新動向入手や情報セキュリティ対策実施のための専門的な研修 <u>毎年1回以上実施し、平成26年度は2月に実施</u>	文言を追加しました。今年度の実施時期を追加しました。

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
1	別添1ー8 大田区ネットワーク構成イメージ図「業務システム」	「業務システム」の表記だけでは、個人情報扱っているシステムとの印象が薄い	委員会	別添1ー8 大田区ネットワーク構成イメージ図「業務システム(個人情報取扱)」	業務システムに個人情報を扱っている旨を追加しました。
2	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 [○] 提供を行っている() 件	件数が入っていない	委員会	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 [○] 提供を行っている(1) 件	件数を追加しました。
3	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 情報提供ファイル(情報照会結果ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無 [○] 行っていない [] 移転を行っている() 件 移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	「情報提供ファイル」の移転は行っているのではないかと	委員会	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 情報提供ファイル(情報照会結果ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無 [] 行っていない [○] 移転を行っている(1) 件 移転先1 各業務システム ①法令上の根拠 番号法第9条及び大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年9月30日条例第59号) ②移転先における用途 各業務におけるサービス資格判定、賦課決定等 ③移転する情報 各業務で必要とする住民情報(住記、税務、国保、介護等) ④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者) ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 各業務主管課で保有する情報の更新が発生した都度	業務システムに移転しているため、追加しました。
4	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 統合宛名番号ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 [○] 移転を行っている() 件	件数が入っていない	委員会	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 統合宛名番号ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 [○] 移転を行っている(1) 件	件数を追加しました。
5	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 庁内連携ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 [○] 移転を行っている() 件	件数が入っていない	委員会	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 庁内連携ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 [○] 移転を行っている(1) 件	件数を追加しました。
6	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1 提供情報ファイル 2 情報参照ファイル 3 情報提供ファイル 4 統合宛名番号ファイル 5 統合宛名情報ファイル 6 庁内連携ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 ③庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。端末からのアクセスは、区民情報系システム基盤内にある通信機器やファイアウォールにて通信を制御し暗号化している。	不正アクセスについての対策であれば、アクセス権の制限の規定があった方がよい	委員会	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1 提供情報ファイル 2 情報参照ファイル 3 情報提供ファイル 4 統合宛名番号ファイル 5 統合宛名情報ファイル 6 庁内連携ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 ③庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。端末からのアクセスは、区民情報系システム基盤内にある通信機器やファイアウォールにて通信を制御し暗号化している。 ④区民情報系システム基盤システムのユーザは、区民情報系基盤システムに連携されたデータやファイルに直接アクセス権を持たせない仕様としている。	漏洩・紛失の対策として有効であるため、④の内容を追加しました。

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
7	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1 提供情報ファイル 2 情報参照ファイル 3 情報提供ファイル 4 統合宛名番号ファイル 5 統合宛名情報ファイル 6 庁内連携ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 ②システム管理者に対しユーザ認証機能を設けている。	システム管理者に対するものか、システムに対するものかが不明確	委員会	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1 提供情報ファイル 2 情報参照ファイル 3 情報提供ファイル 4 統合宛名番号ファイル 5 統合宛名情報ファイル 6 庁内連携ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 ②システムにユーザ管理機能を設けている。	文言を修正しました。
8	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1 提供情報ファイル 2 情報参照ファイル 3 情報提供ファイル 4 統合宛名番号ファイル 5 統合宛名情報ファイル 6 庁内連携ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容 従業者が不正に使用しないように、 ①(1)情報資産を利用する者の業務上予め定められた目的以外の情報資産使用禁止。利用を許可されていない情報の使用禁止。 (2)情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、常に適切な取扱を行うこと。 (3)情報資産を利用する者は、記録媒体に情報資産の分類が異なる情報が複数記録されている場合の取扱を行うこと。 などを定めている。	(3)は措置としての意味をなさないのではない	委員会	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1 提供情報ファイル 2 情報参照ファイル 3 情報提供ファイル 4 統合宛名番号ファイル 5 統合宛名情報ファイル 6 庁内連携ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容 従業者が不正に使用しないように、 ①(1)情報資産を利用する者の業務上予め定められた目的以外の情報資産使用禁止。利用を許可されていない情報の使用禁止。 (2)情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、常に適切な取扱を行うこと。 (3)情報資産を利用する者は、記録媒体に情報資産の分類が異なる情報が複数記録されている場合の取扱を行うこと。 などを定めている。	措置としての意味が不確かなため、削除しました。
9	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1 提供情報ファイル 2 情報参照ファイル 3 情報提供ファイル 4 統合宛名番号ファイル 5 統合宛名情報ファイル 6 庁内連携ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認 ④システム保守事業者が作業で使用する機器など事前に申請を受け、その通りのものを持ち込んでいるか確認している。サーバ室等への入退室管理を行っている。作業で使用した資料の返却など確認している。	インシデント発生時の措置を検討する必要がある	委員会	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1 提供情報ファイル 2 情報参照ファイル 3 情報提供ファイル 4 統合宛名番号ファイル 5 統合宛名情報ファイル 6 庁内連携ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認 ④システム保守事業者が作業で使用する機器など事前に申請を受け、その通りのものを持ち込んでいるか確認している。サーバ室等への入退室管理を行っている。作業で使用した資料の返却など確認している。 <u>⑤委託先事業者全般について、インシデント発生時やその予兆があった場合、速やかに報告することを義務付けている。</u>	インシデント発生時の措置として、⑤の内容を追加しました。
10	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1 提供情報ファイル 2 情報参照ファイル 3 情報提供ファイル 4 統合宛名番号ファイル 5 統合宛名情報ファイル 6 庁内連携ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 ③区民情報系基盤システムによるデータ連携は、設計書に記載のあるシステム以外への提供を行っていない。	マルウェア対策はどれか不明	委員会	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 1 提供情報ファイル 2 情報参照ファイル 3 情報提供ファイル 4 統合宛名番号ファイル 5 統合宛名情報ファイル 6 庁内連携ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 ③評価対象事務に係るシステムにおいて、次の技術的対策を講じている。＜不正プログラム対策＞・不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルの最新化・不正プログラム対策のソフトウェアの更新＜不正アクセス対策＞・攻撃の記録の保存・庁内のサーバー等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃の監視	転記誤りのため、修正しました。

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
11	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【中間サーバー】 1.提供情報ファイル 2.符号管理ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 <ID> ・自己が利用しているIDは、他者に知られないように管理し、他人に利用させてはならない。また、他人のIDを利用してはならない。 ・共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外の者に知られないように管理し、共用IDの利用者以外に利用させてはならない。等	共用IDの使用は避けなければならないのではないか	委員会	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【中間サーバー】 1.提供情報ファイル 2.符号管理ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 <ID> ・自己が利用しているIDは、他者に知られないように管理し、他人に利用させてはならない。また、他人のIDを利用してはならない。 ・共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外の者に知られないように管理し、共用IDの利用者以外に利用させてはならない。等	IDは個人ごと管理で共用IDは使用していないため、削除しました。
12	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【中間サーバー】 1.提供情報ファイル 2.符号管理ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容 従業者が不正に使用しないように、 ①(1)情報資産を利用する者の業務上予め定められた目的以外の情報資産使用禁止。利用を許可されていない情報の使用禁止。 (2)情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、常に適切な取扱いを行うこと。 (3)情報資産を利用する者は、記録媒体に情報資産の分類が異なる情報が複数記録されている場合の取扱いを行うこと。 などを定めている。	(3)は措置としての意味をなさないのではないか	委員会	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【中間サーバー】 1.提供情報ファイル 2.符号管理ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容 従業者が不正に使用しないように、 ①(1)情報資産を利用する者の業務上予め定められた目的以外の情報資産使用禁止。利用を許可されていない情報の使用禁止。 (2)情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、常に適切な取扱いを行うこと。 (3)情報資産を利用する者は、記録媒体に情報資産の分類が異なる情報が複数記録されている場合の取扱いを行うこと。 などを定めている。	措置としての意味が不確かなため、削除しました。
13	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【中間サーバー】 1.提供情報ファイル 2.符号管理ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認 ④システム保守事業者が作業で使用する機器など事前に申請を受け、その通りのものを持ち込んでいるか確認している。サーバ室等への入退室管理を行っている。作業で使用した資料の返却など確認している。	インシデント発生時の措置を検討する必要がある	委員会	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【中間サーバー】 1.提供情報ファイル 2.符号管理ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認 ④システム保守事業者が作業で使用する機器など事前に申請を受け、その通りのものを持ち込んでいるか確認している。サーバ室等への入退室管理を行っている。作業で使用した資料の返却など確認している。 ⑤委託先事業者全般について、インシデント発生時やその予兆があった場合、速やかに報告することを義務付けている。	インシデント発生時の措置として、⑤の内容を追加しました。
14	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【中間サーバー】 1.提供情報ファイル 2.符号管理ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク 対象ファイル:「1.提供情報ファイル」、「2 符号管理ファイル」 リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク 誤った相手に提供・移転してしまうリスク 対象ファイル:「2 符号管理ファイル」	符号管理ファイルは、提供・移転されないのではないか	委員会	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【中間サーバー】 1.提供情報ファイル 2.符号管理ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク 対象ファイル:「1.提供情報ファイル」、「2.符号管理ファイル」 リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク 誤った相手に提供・移転してしまうリスク 対象ファイル:「1.提供情報ファイル」「2.符号管理ファイル」	提供・移転していないため、修正しました。
15	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【中間サーバー】 1.提供情報ファイル 2.符号管理ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 <ID> ・自己が利用しているIDは、他者に知られないように管理し、他人に利用させない。また、他人のIDを利用させない。 ・共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外の者に知られないように管理し、共用IDの利用者以外に利用させない。等	共用IDの使用は避けなければならないのではないか	委員会	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【中間サーバー】 1.提供情報ファイル 2.符号管理ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 <ID> ・自己が利用しているIDは、他者に知られないように管理し、他人に利用させない。また、他人のIDを利用させない。 ・共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外の者に知られないように管理し、共用IDの利用者以外に利用させない。等	IDは個人ごと管理で共用IDは使用していないため、削除しました。